

議 会 運 営 委 員 会

令和5年6月8日(木)

午前10時～

開議 時 分

閉議 時 分

全員協議会室

出席者

- 〔委員〕 布施委員長、柳楽副委員長、
肥後委員、村木委員、三浦委員、沖田委員、川上委員、串崎委員、
小川委員、牛尾委員
〔議長団〕 笹田議長、川神副議長
〔委員外議員〕
〔執行部〕 坂田総務部長、猪狩総務課長、小林財政課長、勝手総務管理係長
〔事務局〕 下間局長、松井次長、久保田書記
-

議 題

- 1 令和5年6月浜田市議会定例会議について
 - (1) 令和5年6月浜田市議会定例会議の付議事件及び付託案について 資料 1-1、1-2
 - (2) 議会提出議案について
 - ア 発議第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書について 資料 1-3
 - (3) 令和5年6月浜田市議会定例会議の会議予定について 資料 1-4
 - (4) その他
- 2 令和5年6月浜田市議会定例会議 陳情付託先の確認について 資料 2
- 3 常任委員会が所管する事項の見直しについて 資料 3
- 4 浜田市議会傍聴規則及び浜田市議会委員会傍聴規程の改正について 資料 4
- 5 その他

令和 5 年 6 月 浜田市議会定例会議 付議事件

議案等 (11 件)

〔条例関係 6 件、財産の取得 3 件、市道路線の認定 1 件、補正予算 1 件〕

- 議案第 33 号 浜田市人権を尊重するまちづくり条例の制定について
議案第 34 号 浜田市印鑑条例及び浜田市手数料条例の一部を改正する条例について
議案第 35 号 浜田市手数料条例の一部を改正する条例について
議案第 36 号 浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 37 号 浜田市外来検査センター条例を廃止する条例について
議案第 38 号 浜田市火災予防条例の一部を改正する条例について
議案第 39 号 財産の取得について (生活路線バス)
議案第 40 号 財産の取得について (高規格救急自動車)
議案第 41 号 財産の取得について (高機能消防指令センターシステム)
議案第 42 号 市道路線の認定について (美川北 62 号線)
議案第 43 号 令和 5 年度浜田市一般会計補正予算 (第 2 号)

報告 (10 件)

- 報告第 5 号 専決処分の報告について (浜田市税条例の一部を改正する条例)
報告第 6 号 専決処分の報告について (浜田市高速情報通信基盤整備引込宅内工事の変更契約)
報告第 7 号 専決処分の報告について (令和 4 年度浜田市一般会計補正予算 (第 16 号))
報告第 8 号 専決処分の報告について (事故の損害賠償の額の決定)
報告第 9 号 令和 4 年度浜田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報告第 10 号 令和 4 年度浜田市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
報告第 11 号 令和 4 年度浜田市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

報告第 12 号 令和 4 年度浜田市一般会計事故繰越し繰越し計算書の報告について

報告第 13 号 放棄した市の私債権の報告について

報告第 14 号 放棄した市の私債権の報告について

令和5年6月浜田市議会定例会議 付託先一覧（案）

【市長提出議案の付託件数内訳】

総務文教委員会 5件、福祉環境委員会 2件、産業建設委員会 1件、
 予算決算委員会 1件
 ※即決…2件

市長提出議案等（議案11件）

議案等番号	件名	付託先等
議案第33号	浜田市人権を尊重するまちづくり条例の制定について	総務文教委員会
議案第34号	浜田市印鑑条例及び浜田市手数料条例の一部を改正する条例について	福祉環境委員会
議案第35号	浜田市手数料条例の一部を改正する条例について	委員会付託省略 6月23日即決
議案第36号	浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について	委員会付託省略 6月23日即決
議案第37号	浜田市外来検査センター条例を廃止する条例について	福祉環境委員会
議案第38号	浜田市火災予防条例の一部を改正する条例について	総務文教委員会
議案第39号	財産の取得について（生活路線バス）	〃
議案第40号	財産の取得について（高規格救急自動車）	〃
議案第41号	財産の取得について（高機能消防指令センターシステム）	〃
議案第42号	市道路線の認定について（美川北62号線）	産業建設委員会
議案第43号	令和5年度浜田市一般会計補正予算（第2号）	予算決算委員会

意見書（1件）

発議等番号	件名
発議第3号	地方財政の充実・強化を求める意見書について

市長報告事件（10件）

報告等番号	件名
報告第5号	専決処分の報告について（浜田市税条例の一部を改正する条例）
報告第6号	専決処分の報告について（浜田市高速情報通信基盤整備引込宅内工事の変更契約）
報告第7号	専決処分の報告について（令和4年度浜田市一般会計補正予算（第16号））
報告第8号	専決処分の報告について（事故の損害賠償の額の決定）
報告第9号	令和4年度浜田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報告第10号	令和4年度浜田市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
報告第11号	令和4年度浜田市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
報告第12号	令和4年度浜田市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
報告第13号	放棄した市の私債権の報告について
報告第14号	放棄した市の私債権の報告について

議会報告事件（1件） 定例会議初日（6月16日報告予定）

議員派遣報告書	(5/26) 令和5年度第1回浜田市議会議員研修会
---------	---------------------------

発議第3号

地方財政の充実・強化を求める意見書について

地方財政の充実・強化を求める意見書を次のとおり、浜田市議会会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和5年6月16日 提出

提出者	議員	芦谷英夫
賛成者	議員	串崎利行
	議員	布施賢司
	議員	川上幾雄
	議員	佐々木豊治

地方財政の充実・強化を求める意見書

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう、医療・介護など社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められています。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人員は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また多発する大規模災害への対策も迫られています。これらに対応する地方財政について、政府は「骨太方針2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしていますが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。

このため、2024年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、以下の事項の実現を求めます。

記

1. 社会保障の維持・確保、人への投資も含めた地域活性化、デジタル化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、十分な地方一般財源総額の確保をはかること。
2. とりわけ、今後一層求められる子育て対策、また地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事業分も含め、十分な社会保障経費の拡充をはかること。とくに、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。
3. 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正にむけては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。

4. 引き続きの新型コロナウイルス感染症対策として、5類移行後におけるワクチン接種体制や保健所も含めた医療提供体制について、自治体での混乱が生じることのないよう、十分な財政措置やより速やかな情報提供などを行うこと。
5. 「まち・ひと・しごと創生事業費」の1兆円については、新たに「地方創生推進費」として2023年度も確保されているが、持続可能な地域社会の維持・発展にむけて、より恒久的な財源とすること。
6. 会計年度任用職員制度の運用については、当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、その財政需要を十分に満たすこと。
7. デジタル化における自治体業務システムの標準化については、引き続き「地域デジタル社会推進費」に相当する財源を確保するなど、十分な財源を保障すること。とくに戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加については、自治体において相当な業務負荷が予想されることから、現場における意見を十分に勘案しながら、必要な経費を国の責任において確保すること。
8. 森林環境譲与税については、より林業需要を見込める自治体への譲与額を増大させるよう、人口による配分を3割とする現行の譲与基準を見直すこと。
9. 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和5年6月16日

浜 田 市 議 会

令和 5 年 6 月浜田市議会定例会議の会議予定について

		期間	日程案	会場	開始時間等	
6月	8日	(木)	議会運営委員会	全員協議会室	10時～	
			議会広報広聴委員会	全員協議会室	13時30分～	
	9日	(金)				
	10日	(土)				
	11日	(日)				
	12日	(月)				
	13日	(火)				
	14日	(水)		一般質問説明用パネル提出締切	【締切】12時	
	15日	(木)				
	16日	(金)	1	開会 提案説明	議場	10時～
				全員協議会	全員協議会室	本会議終了後
				総務文教委員会	第1委員会室	全員協議会終了後
				福祉環境委員会	第2委員会室	全員協議会終了後
				産業建設委員会	第3委員会室	全員協議会終了後
				協働のまちづくり推進特別委員会	第4委員会室	13時～
	17日	(土)	2			
	18日	(日)	3			
	19日	(月)	4	委員会代表質問・個人一般質問	議場	10時～
	20日	(火)	5	個人一般質問	議場	10時～
	21日	(水)	6	個人一般質問	議場	10時～
				議会運営委員会	全員協議会室	本会議終了後
	22日	(木)	7	個人一般質問	議場	10時～
				議会改革推進特別委員会	全員協議会室	本会議終了後
	23日	(金)	8	議案質疑	議場	10時～
				議会防災訓練	議場	本会議終了後
	24日	(土)	9			
	25日	(日)	10			
	26日	(月)	11	総務文教委員会	全員協議会室	10時～
	27日	(火)	12	福祉環境委員会	全員協議会室	10時～
	28日	(水)	13	産業建設委員会	全員協議会室	10時～
29日	(木)	14	予算決算委員会	全員協議会室	10時～	
			討論通告期限		【締切】17時	
30日	(金)	15	休会			
			対抗討論通告期限		【締切】13時	
7月	1日	(土)	16			
	2日	(日)	17			
	3日	(月)	18	委員長報告 採決	議場	10時～
				全員協議会	全員協議会室	本会議終了後
			議会運営委員会	全員協議会室	全員協議会終了後	

【補足】

1 予算決算委員会及び全員協議会の会場変更について

議場から全員協議会室へ変更

2 マスクについて

議長席、演壇及び質問席でのマスクの着用は不要

※傍聴者にはマスクの着用を求めない

3 飛まつ防止アクリル板について

設置しない

令和 5 年 6 月浜田市議会定例会議 陳情付託先案について

(陳情受付件数 22 件)

- 総務文教委員会 13 件、福祉環境委員会 2 件、産業建設委員会 1 件、
議会運営委員会 5 件、議会広報広聴委員会 1 件 計 22 件
- 委員会へ付託せず、議員配付とする陳情（陳情書取扱基準該当） 0 件

陳情 番号	件名	付託先案
79	浜田市管理三級河川「山田川」の治水対策の陳情について	産業建設委員会
80	不正確な発言に後でも説明を求める陳情について	議会運営委員会
81	不正確な発言に後で訂正や説明を求める陳情について	議会運営委員会
82	副市長ともあろうものなら発言に責任を求める陳情について	議会運営委員会
83	会員の希望と効率が一致するなら実行をという陳情について	福祉環境委員会
84	職員、元職員こそ、まちづくりに積極参加をという陳情について	総務文教委員会
85	地域井戸端会は地元の人限定でいいのかという陳情について	議会広報広聴委員会
86	救急車の停車位置は無頓着でいいのかという陳情について	総務文教委員会
87	再配置計画からズレズレ、計画に忠実な執行を求める陳情について	総務文教委員会
88	再配置計画、総合振興計画に「ないものはない」という考えも加えたらどうかという陳情について	総務文教委員会
89	石見まちづくりセンター長沢サブセンターの中止を求める陳情について	総務文教委員会

陳情 番号	件名	付託先案
90	出張中も災害があった時所在が分からないでは困るといふ陳情について	総務文教委員会
91	議員は自分の裁判費用を議会に負担させるなといふ陳情について	総務文教委員会
92	請願も一人でできるようにといふ陳情について	議会運営委員会
93	議長は、おかしな采配をしないよう勉強してほしいといふ陳情について	議会運営委員会
94	本当に「困った」との声が議会や市に届いてないのかといふ陳情について	総務文教委員会
95	バラバラな行政執行を一考してといふ陳情について	福祉環境委員会
96	早期退職の多さが異常、原因を精査すべし、異常なものについては説明が必要といふ陳情について	総務文教委員会
97	公的施設の賃料なら同居他者と比較して借りる必要があるのではといふ陳情について	総務文教委員会
98	浜田市の公共施設等総合管理計画について現状と今後の考え方の説明を求める陳情について	総務文教委員会
99	公共施設状況調査（総務省）の経年比較表の数値と浜田市のホームページの数値の違いについて、分かりやすい説明を求める陳情について	総務文教委員会
100	中期財政計画の投資的経費や普通建設事業費が、毎年度予定していた額を大幅に上回り続けている理由と今後の対策について、分かりやすい説明を求める陳情について	総務文教委員会

常任委員会が所管する事項の見直しについて

〔各会派の意見〕

会派	意見
山水海	<ul style="list-style-type: none"> ・名称を「総務委員会」、「福祉委員会」、「産業委員会」に変更 ・教育委員会を総務委員会から福祉委員会へ ・上下水道部を福祉委員会から産業委員会へ
超党みらい	<p>変更なし</p> <p>市長提出議案等付託件数、執行部報告事項・所管事務調査事項等、委員会ごとのアンバランスは情勢や動向により変化するが、許容範囲を越えるほどの不都合は生じていないため。</p> <p>常任委員会が所管する所掌事務の現行の振り分けは概ね妥当であり、委員会への執行部出席人数等も極端な差がないため。</p>
創風会	<p>変更なし</p> <p>現状で不都合はないため。</p>
公明クラブ	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会を総務文教委員会から福祉環境委員会へ ・上下水道部を福祉環境委員会から産業建設委員会へ

〔参考：現行〕平成21年11月4日～

常任委員会名	所管する事項
総務文教委員会	市長公室、総務部、地域政策部、消防本部、会計課、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員及び各支所のこれらの関係課に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項
福祉環境委員会	健康福祉部、市民生活部、上下水道部及び各支所のこれらの関係課に属する事項
産業建設委員会	産業経済部、都市建設部、農業委員会及び各支所のこれらの関係課に属する事項

○浜田市議会傍聴規則

平成 17 年 11 月 17 日

議会規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 130 条第 3 項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分、定員)

第 2 条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

2 一般席の傍聴人の定員は、55 人とする。

(傍聴の手續)

第 3 条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び、氏名及び年齢を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

2 会議を傍聴しようとする者が団体である場合においては、代表者又は責任者が、自己の住所、氏名及びその団体の名称、傍聴する者の人数人員を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

3 受付は、会議当日の開議予定時刻の 1 時間前から行い、先着順に定員までを傍聴人とする。ただし、受付開始時刻に定員を超える場合は抽選によるものとする。

(議場への入場禁止)

第 4 条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第 5 条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を持っている者
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

~~2 小学生以下の者は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。~~

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑を慎み、騒がしい行為をしないこと。~~談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。~~
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) ~~帽子、外とう、えり巻~~の類を着用しないこと(病気その他の理由により議長の許可を得たときを除く。)
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 不必要に席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) ~~携帯電話その他の機器による通話をしないこと。携帯電話その他の情報通信に関する機器の使用をしないこと。~~
- (8) 音又は光を発する方法で機器を使用しないこと。
- (89) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

(写真及び動画の撮影禁止映画等の撮影の禁止)

第7条 傍聴人は、議長が適当でないと認めるときは、傍聴席において写真及び~~動画映画等~~を撮影してはならない。

(平19議会規則1・一部改正)(平30議会規則1・一部改正)

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 2 月 27 日議会規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年 2 月 22 日議会規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

○浜田市議会委員会傍聴規程

平成 17 年 11 月 17 日

議会告示第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、浜田市議会委員会条例（平成 17 年浜田市条例第 306 号。以下「条例」という。）第 41 条の規定に基づき、浜田市議会の常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第 2 条 傍聴人の定員は、委員長が定める。

(傍聴の手続)

第 3 条 委員会を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名及び年齢を傍聴人受付簿に記入しなければならない。ただし、議員及び報道関係者については、あらかじめ委員長に申し出ることにより、これに代えることができる。

(委員会室に入ることができない者、傍聴人の守るべき事項)

第 4 条 委員会室に入ることができない者及び傍聴人の守るべき事項については、浜田市議会傍聴規則（平成 17 年浜田市議会規則第 2 号）第 5 条及び第 6 条の規定を準用する。

(写真及び動画の撮影禁止映画等の撮影の禁止)

第 5 条 傍聴人は、委員長が適当でないと認めるときは、傍聴席において写真及び~~動画映画等~~を撮影してはならない。

(平 19 議会告示 1・一部改正) (平 30 議会告示 1・一部改正)

(傍聴人の退場)

第 6 条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第 7 条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第 8 条 委員長は、傍聴人がこの告示に違反するときは、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第 9 条 この告示に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、

議長が定める。

附 則

この告示は、平成 17 年 11 月 17 日から施行する。

附 則（平成 19 年 2 月 27 日議会告示第 1 号）

この告示は、平成 19 年 2 月 27 日から施行する。

附 則（平成 30 年 2 月 22 日議会告示第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

浜田市議会傍聴規則（平成 17 年浜田市議会規則第 2 号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
<p>（傍聴の手続）</p> <p>第 3 条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名及び年齢を傍聴人受付簿に記入しなければならない。</p> <p>2 会議を傍聴しようとする者が団体である場合においては、代表者又は責任者が、自己の住所、氏名及びその団体の名称、傍聴する者の人員を傍聴人受付簿に記入しなければならない。</p> <p>3 〔略〕 （傍聴席に入ることができない者）</p> <p>第 5 条 〔略〕</p> <p>2 小学生以下の者は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。 （傍聴人の守るべき事項）</p> <p>第 6 条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。</p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>(4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと（病気その他の理由により議長の許可を得たときを除く。）。</p> <p>(5)・(6) 〔略〕</p> <p>(7) 携帯電話その他の情報通信に関する機器の使用をしないこと。 〔新設〕</p> <p>(8) 〔略〕 （写真、映画等の撮影の禁止）</p> <p>第 7 条 傍聴人は、議長が適当でないとき認めるときは、傍聴席において写真、映画等を撮影してはならない。</p>	<p>（傍聴の手続）</p> <p>第 3 条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。</p> <p>2 会議を傍聴しようとする者が団体である場合においては、代表者又は責任者が、自己の住所、氏名及びその団体の名称、傍聴する者の人数を傍聴人受付簿に記入しなければならない。</p> <p>3 〔略〕 （傍聴席に入ることができない者）</p> <p>第 5 条 〔略〕 〔削る〕</p> <p>（傍聴人の守るべき事項）</p> <p>第 6 条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 私語、談笑を慎み、騒がしい行為をしない こと。</p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>(4) 帽子_____の類を着用しないこと（_____議長の許可を得たときを除く。）。</p> <p>(5)・(6) 〔略〕</p> <p>(7) 携帯電話その他の_____機器による通話をしないこと。</p> <p>(8) 音又は光を発する方法で機器を使用しないこと。</p> <p>(9) 〔略〕 （写真及び動画の撮影禁止）</p> <p>第 7 条 傍聴人は、議長が適当でないとき認めるときは、傍聴席において写真及び動画を撮影してはならない。</p>

浜田市議会委員会傍聴規程（平成 17 年浜田市議会告示第 1 号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
<p>（傍聴の手続）</p> <p>第 3 条 委員会を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名及び年齢を傍聴人受付簿に記入しなければならない。ただし、議員及び報道関係者については、あらかじめ委員長に申し出ることにより、これに代えることができ</p>	<p>（傍聴の手続）</p> <p>第 3 条 委員会を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。ただし、議員及び報道関係者については、あらかじめ委員長に申し出ることにより、これに代えることができ</p>

現行	改正後（案）
<p>る。 （写真、映画等の撮影の禁止） 第5条 傍聴人は、委員長が適当でないと認めるときは、傍聴席において写真、映画等を撮影してはならない。</p>	<p>る。 （写真及び動画の撮影の禁止） 第5条 傍聴人は、委員長が適当でないと認めるときは、傍聴席において写真及び動画を撮影してはならない。</p>